

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500994号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600044号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和57年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

A社には、昭和54年4月1日に入社し、昭和57年2月1日付けで同社B本社に転勤し、継続して勤務した。しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録は、A社を昭和57年1月30日に退職し、同年2月1日付けで同社B本社に転勤した記録となっており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和57年2月1日にA社から同社B本社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和56年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料がないため不明であると回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和57年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを誤って同年1月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500944号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600043号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を3万5,000円から18万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月17日

A社において、請求期間①に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが標準賞与額の記録がない。また、請求期間②の標準賞与額が、支給された賞与額と相違している。請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B銀行C支店から提出された請求者の預金元帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者がA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間①の標準賞与額については、前述の預金元帳の写し及び複数の同僚から提出された

賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から3万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員は、請求期間について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、B銀行C支店から提出された請求者の預金元帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額（3万5,000円）を超える賞与額（18万1,000円）の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、前述の預金元帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から18万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員は、請求期間について、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500928号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600045号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成6年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成6年3月1日にA社からグループ会社のB社に異動したが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。両社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者が提出したA社及びB社の給与明細書、A社の事業主及び同僚の回答並びにグループ会社全体の社会保険業務等を行っているC社人事部の担当者の陳述により、請求者は、請求期間において、A社及びB社に継続して勤務(A社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、雇用保険の被保険者記録及びC社人事部の担当者の陳述により、平成6年3月1日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における平成6年1月のオンライン記録から24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年2月28日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月28

日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年2月28日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成6年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600134号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600042号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月15日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成16年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月15日

A社が加入していたB厚生年金基金からのお知らせにより、請求期間について厚生年金保険の標準賞与額の記録がないと知ったが、請求期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2004年01月～2004年12月賃金台帳」並びにB厚生年金基金から提出された「加入員賞与標準給与支払届」及び「加入員賞与異動記録」により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、標準賞与額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月15日に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年7月15日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501010号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600041号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における平成20年8月1日から平成21年4月30日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、18万円を19万円とする。

平成20年8月から平成21年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成20年8月から平成21年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日については、平成21年4月30日を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成21年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規程により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成21年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月1日から平成21年4月30日まで
② 平成21年4月30日から同年5月1日まで

日本年金機構の記録では、A社における平成20年8月から平成21年3月までの期間に係る標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低額になっている。また、同社には平成21年4月30日まで勤務し、同年4月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたが、同社における同年4月の厚生年金保険被保険者としての記録がない。

以上、2点について調査の上、記録を訂正して将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、事業主から提出された請求者の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）及び事業主の回答により、請求者が請求期間①においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、かつ、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿及び事業主の回答により確認できる厚生年金保険料控除額から18万円を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①に係る請求者の標準報酬月額について健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載内容を誤った旨陳述していることから、事業主は社会保険事務所（当時）に対しオンライン記録により確認できる標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②については、雇用保険の記録、事業主から提出された出勤表、源泉徴収簿及び事業主の回答により、請求者は請求期間②においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述1の厚生年金特例法に基づく認定方法に従い、源泉徴収簿及び事業主の回答により確認できる厚生年金保険料控除額から19万円にすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）の資格喪失年月日が平成21年4月30日となっていることから、事業主は社会保険事務所に対し同日を資格喪失年月日として当該届を提出し、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。